

## 最先端分野学生交流推進制度交流留学生旅費支給要項

財務大臣協議済財計第2465号

平成14年10月28日

(支給区分)

第一条 旅費の支給区分は、渡航旅費及び帰国旅費とする。

(支給対象者)

第二条 渡航旅費及び帰国旅費の支給対象者は、最先端分野学生交流推進制度実施要項(平成14年6月17日文部科学大臣決定)に基づき決定された最先端分野学生交流推進制度交流留学生(以下「交流留学生」という。)で次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 渡航旅費

交流留学生として決定され、渡航しようとする者

二 帰国旅費

ア 留学期間を終了した者又は研究を終了した者で帰国しようとする者

イ 病気その他特別の事情により研究の継続が不可能となり帰国をすることを文部科学省高等教育局長が適当と認めた者

2 渡航旅費及び帰国旅費は次に該当する者に対しては支給しないものとする。

一 文部科学省以外の公的機関から支給を受けた者

二 夏期休暇等による一時帰国する者

三 留学期間終了後ただちに帰国しない者

(支給額)

第三条 渡航旅費及び帰国旅費の支給の額は、予算の範囲内において、交流留学生の在籍大学又は研究機関の最寄りの国際空港と受入れ大学又は研究機関の最寄りの国際空港の間で、文部科学省高等教育局長が指定する経路による下級往復航空運賃とする。

(支給方法)

第四条 渡航旅費及び帰国旅費の支給方法は、次のとおりとする。

一 渡航旅費

現金では支給せず、交流留学生を派遣及び受入れる我が国の大学(以下「交流大学」という。)を経由して、航空券を支給する。

渡航しようとする交流留学生は、交流大学を経由して、別紙様式1の最先端分野学生交流推進制度交流留学生渡航旅費支給申請書を文部科学省高等教育局長あてに提出するものとする。

二 帰国旅費

現金では支給せず、交流大学を経由して、航空券を支給する。

帰国しようとする交流留学生は、交流大学を経由して、別紙様式2の最先端分野学生交流推進制度交流留学生帰国旅費支給申請書を文部科学省高等教育局長あてに提出するものとする。

2 文部科学省高等教育局長は、提出された申請書を検討した上、経路及び出発の日時を決定する。

航空券の支給を受けた交流留学生が旅行をとりやめる場合には、ただちに、支給された航空券を文部科学省高等教育局長に返還しなければならない。

附則

1 この要項は、平成14年11月6日から実施し、同年4月1日から適用する。

(平成14年度交流留学生に係る旅費支給の特例)

2 平成14年交流留学生にあつては、第四条の規定にかかわらず、交流大学を経由して、あらかじめ文部科学省高等教育局長あてに届け出のあった経路及び出発の日時に基づき旅費を支給する。

最先端分野学生交流推進制度交流留学生渡航旅費支給申請書

文部科学省高等教育局長 殿

下記により渡航旅費の支給を申請します。  
 なお、私は文部科学省以外の公的機関から、旅費の支給は受けておりません。

(フリガナ) 氏 名	
大 学 名	
研究科名	
渡航希望年月日	平成 年 月 日 (第2希望：平成 年 月 日)
経 路 (出発空港名)	—————→ 国際空港 国際空港
留学期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
指導教官確認	氏 名 平成 年 月 日 印
申請者署名	申請年月日 平成 年 月 日 申請者署名 (Signature) 印

(以下は記入しないこと)

—————・—————  
 伺  
 起案 平成 年 月 日  
 決定 平成 年 月 日

上記について、申請のとおり決定し、航空券を支給してよろしいか伺います。

文部科学省高等教育局長  
 審議官  
 高等教育企画課長  
 留学生課長

起案者

最先端分野学生交流推進制度交流留学生帰国旅費支給申請書

文部科学省高等教育局長 殿

下記により帰国旅費の支給を申請します。  
 なお、私は文部科学省以外の公的機関から、旅費の支給は受けておりません。

(フリガナ) 氏 名	
大 学 名	
研究科名	
帰国希望年月日	平成 年 月 日 (第2希望：平成 年 月 日)
経 路 (出発空港名)	—————→ 国際空港 国際空港
留学期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
指導教官確認	氏 名 平成 年 月 日 印
申請者署名	申請年月日 平成 年 月 日 申請者署名 (Signature) 印

(以下は記入しないこと)

—————・—————  
 伺  
 起案 平成 年 月 日  
 決定 平成 年 月 日

上記について、申請のとおり決定し、航空券を支給してよろしいか伺います。

文部科学省高等教育局長  
 審議官  
 高等教育企画課長  
 留学生課長

起案者